

貴自治体名 東浦町

懇談日時 10月 18日(火) 午前・午後 9時 30分～ 10時 30分

懇談会場 オンラインによる実施 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2022年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(ふくし課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-3912)

メールアドレス(fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp)

(1)各年度別の介護給付費準備基金の状況についてご記入ください。

年度	取り崩した準備基金	新たに積み立てた準備基金	年度末の準備基金残高
2018年度	398,120千円	427,881千円	2,429,398千円
2019年度	498,881千円	294,410千円	2,224,927千円
2020年度	561,457千円	338,910千円	2,002,380千円
2021年度	512,708千円	251,674千円	1,741,346千円

(2)介護保険料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

①低所得者への保険料減免制度

1)保険料の市町村独自の低所得者への減免制度がありますか。

()ある (○)ない

2)低所得者減免がある場合、その内容をご記入ください。(2022年4月1日現在)

・減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

ある ・保険料の全額免除はありますか。 ()ない ()

ある ・資産保有による制限はありますか。 ()ない ()

ある ・保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ない ()

ある ・申請は必要ですか。 ()必要 ()

不要

3)低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

②収入減少を理由にした保険料減免制度

1)収入減少を理由にした保険料減免制度がありますか。(コロナ関係の減免は除く)

(○)ある ()ない

2)ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

【要件】

主たる生計維持者(市町村民税課税者に限る。)の当該年における合計所得金額の見込額が次のいずれかの理由により、前年の合計所得金額の2分の1以下又は135万円以下に減少する場合であって、他の世帯員全員について地方税法による市町村民税が課せられていない場合であること。

(1)心身に重大な障害を受け、又は6月以上の入院を必要とすること。

(2)事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等があったこと。

(3)干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類することがあったこと。

【減免内容】

要件に該当することとなった日の属する月から6月分以内に相当する月割り保険料額の合計額の2分の1の額

3)ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	0件	0件
保険料減免の金額実績	0円	0円

4)コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	6件	2件
保険料減免の金額実績	219,400円	132,100円

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について

質問項目		2020年度	2021年度
保険料滞納者数	保険料滞納者実人数	139	124
	保険料滞納者延べ件数	523	508
保険給付の制限	償還払い人数	0	0
	保険給付の一時差し止め人数	0	0
	3割負担人数	2	6
財産差押え	差押え実人数	0	0
	差押え件数合計	0	0

(4) 介護保険利用料の独自減免制度 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

① 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

(○)ある → 実施年月(2003)年(4)月 ()ない

② 市町村独自の利用料減免がある場合、その内容をご記入ください。(2022年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容

所得段階第1段階から第3段階までの利用者で世帯員全員の収入金額が、1人世帯では98万円(2人以上の世帯については2人目から1人当たり32万円を98万円に加算した金額)であり、かつ、世帯員全員の預貯金額の合計が350万円(2人以上の世帯については、2人目から1人当たり100万円を350万円に加算した金額)以下であり本人又は被扶養者が市町村民税を課されておらず、本人が保険料を滞納していない場合

2) 訪問介護利用料の助成割合 (所得段階第1段階の利用者 利用者負担の4分の3、所得段階第2段階又は第3段階の利用者 利用者負担の2分の1)

3) 居宅サービス利用料の助成割合 (同上)

4) 施設サービス利用料の助成割合 (同上)

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。(○)ない ()ある

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

③ 低所得者減免がある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
利用料減免件数	12件	12件
利用料減免の金額実績	135,000円	135,000円

(5) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

① 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(68)人(2022年4月現在)

② 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。

()把握している → 入所者数()人 待機者数()人 (年 月 現在)

(○)把握していない

③ 特別養護老人ホームの入所者の申し込みにあたって貴自治体の対応(該当に○印を)

()自治体の窓口でも相談・受け付け業務を行っている

()行政区内の施設から情報を定期的に得ている

(○)当該施設に任せており、対応はしていない

(6)施設サービス基盤整備

①特別養護老人ホーム等の整備状況について

※()カッコ内には新規施設数、新規定員数を再掲してください。 ※広域連合全体の数

	第8期(～2023年度)		2021年度			
	計画		計画		実績	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
特別養護老人ホーム	21 ()	1,633 ()	21 ()	1,633 ()	21 ()	1,633 ()
介護老人保健施設	7 ()	796 ()	7 ()	796 ()	7 ()	796 ()
認知症グループホーム	29 (2)	468 (36)	28 (1)	450 (18)	27 ()	432 ()
特定施設入居者生活介護事業所	13 ()	665 ()	13 ()	665 ()	13 ()	665 ()

②サービス付き高齢者住宅等の設置状況について(2022年3月末現在) 把握していない

	施設数	定員
サービス付き高齢者住宅 住宅型有料老人ホーム		

(7)介護施設の夜勤形態について

①職員の夜勤時の就労形態はどのようになっていますか。施設種別ごとにご記入ください。

	設置施設数	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	3	0	0	0	3
介護老人保健施設	1	0	0	1	0
グループホーム	5	0	0	1	4
小規模多機能	2	1	0	0	1
看護小規模多機能	0	0	0	0	0
短期入所	4	0	0	1	3

②上記施設の内、夜勤配置人員が1人になる場合がある施設数をご記入ください。(たとえ1病棟・1フ

ロアール・1ユニットであっても、実態があれば数えてください。なお、同じシフトで働くスタッフの休憩時

に1人になる場合も含まれます。)

	2交替(12時間以上の長時間)夜勤	3交替夜勤	2交替と3交替が混在	その他
特別養護老人ホーム	0	0	0	2
介護老人保健施設	1	0	0	0
グループホーム	0	0	1	4
小規模多機能	1	0	0	1
看護小規模多機能	0	0	0	0
短期入所	0	0	1	2

(8)総合事業

①総合事業の対象者数をお答えください。(648)人

②総合事業の事業所数・利用人数

※事業所数は各年4月1日現在、利用者数は月平均(2022年度は4～6月の平均)をご記入ください。

サービス	事業所数		利用人数	
	2021年	2022年	2021年度	2022年
現行の訪問介護相当の訪問介護	7	8	80	80
生活支援型訪問A(緩和した基準)	1	1	2	0
現行の通所介護相当の通所介護	12	12	137	147
通所型サービスA(緩和した基準)	2	2	9	11
通所型サービスC(短期集中予防)	3	3	2.6	1

(9)次期(第9期)介護保険事業計画策定委員会

- ①計画策定委員会の公開 (○)公開している ()公開していない
②計画策定委員の公募枠 (○)ある → 公募枠(4)人 ()ない

(10)高齢者福祉施策

①サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業名	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
居場所づくり推進事業	社会福祉協議会 地域住民 社会福祉法人 NPO法人 企業 等	活動内容に公開性を 持ち開かれた活動。 体操、手工芸、歌等	①開催回数(月1回以上) 金額20,000円(年) ②新設準備 合計50,000円(年)
認知症カフェ	ボランティア・コミュニティ等	認知症予防の講座、認知症と家族の交流等	なし
住民主体型デイサービス(サービスB)	ふれあいサロンの協力者 認定NPO法人	介護予防のための体操、手工芸、歌等	1回3,000円

②住宅改修・福祉用具などの受領委任払い制度(該当に○印を付し、実績などをご記入ください)

質問項目	実施予定なし	検討中	実施している	実施年月日	2021年度実績
住宅改修			○	2006.4.1	156件
福祉用具 高額介護サービス	○		○	2006.4.1	201件 件

③加齢性難聴者への補聴器助成を実施する予定はありますか?すでに実施済みの場合、事業名、対象者、助成額、助成実績をご記入ください。

()予定がある ()年 月から

()実施中 実施予定なし

事業名	対象者	助成額	2021年度助成実績 (人数・金額)
			人 円

(11)介護認定者の障害者控除の認定について

①認定書の発行枚数実績は → 2020年度(143)枚、2021年度(189)枚

②介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2020年度()件、2021年度()件

()認定書を送付している → 2020年度()件、2021年度()件

(○)自動的に送付していない

③認定書の発行の要件(複数回答可)

()要支援2以上は基本的に該当する

- (○)要介護1以上は基本的に該当する
 ()障害高齢者自立度()以上は基本的に該当する →要介護要件 ()ある
 ()なし
 ※要介護要件がある場合は、()以上
 ()認知症高齢者自立度()以上は基本的に該当する →要介護要件 ()ある
 ()なし
 ※要介護要件がある場合は、()以上
 ()その他、次のような基準で判断している
 ()

2. 国民健康保険 担当課(税務課・保険医療課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

メールアドレス(zeimu@town.aichi-higashiura.lg.jp hokeniryu@town.aichi-higashiura.lg.jp)

(1)国保保険料(税)等について

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定 義	2021年度	2022年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (7.53)%	× (8.13)%
	資産割	固定資産税額	× (0.00)%	× (0.00)%
	均等割	加入者1人につき	33,400円	38,000円
	平等割	1世帯につき	35,400円	31,800円
	1人当たり調定額(平均保険料)※予算額		79,752円	96,300円
	一般会計からの1人当たり法定外繰入額		予算 8,983円	予算 4,141円
	※2021年は予算・決算、2022年は予算		決算 2,404円	

②モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No	モデルケース	2021年度	2022年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、 所得200万円(妻の年収0) (2割軽減世帯)	253,300円	274,600円
2	夫婦世帯(70歳代)、所得80万円(妻の年収0) (5割軽減世帯)	78,800円	83,800円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 (7割軽減世帯)	20,500円	20,800円
4	単身世帯(70歳代)、所得100万円 (軽減なし世帯)	111,600円	116,000円

(注)資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

①市町村独自の低所得者減免 → 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く

()ある (○)ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

--

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ()ある (○)ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

②収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ関係の減免は除く)

→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

(○)ある ()ない

2) ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

前年合計所得
当年合計所得見込額
当年合計所得見込額の減少割合
減免割合 所得割額の 最小(5)割～最高(10)割

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ関係の減免は除く)

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	2件	3件
保険料減免の金額実績	114,500円	176,700円

③コロナ関係の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

1) 減免基準(2022年度)

(○)国基準と同じ ()国基準を拡大→拡大内容()

2) コロナ関係の減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	34件	7件
保険料減免の金額実績	6,567,000円	942,000円

④市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

()ある (○)ない

2) ある場合、2022年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3)ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3)コロナ関係の傷病手当金の適用実績

質問項目	2020年度	2021年度
申請件数	0件	6件
決定件数	0件	6件
金額実績	0円	133,910円

(4)国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2021年6月1日	2022年6月1日
被保険者数	9,505	9,200
世帯数	5,932	5,830
滞納世帯数	465	449
資格証明書交付世帯数	1	0
短期保険証交付世帯数	126	96
留め置き世帯数(※1)	6	4
未交付・未更新世帯数(※2)	22	34

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

(5)資格証明書（2022年6月1日現在）→ 2021年4月以降の変更は（ ）ある（○）ない

①資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- ()国の基準どおり実施している
(○)独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
(○)高校生世代以下の子どもがいる世帯
(○)障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
()病弱者のいる世帯
(○)次の場合は、交付対象から除外している

国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)で定める公費負担医療の対象者

②資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

特別な事情等に関する届出が認められた場合

(6)短期保険証

①有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数（2022年6月1日現在）

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月(1)人 ・3カ月(1)人 ・4カ月(8)人
 ・5カ月(21)人 ・6カ月(65)人 ・1年()人 ・その他()

②短期保険証発行の基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は ()ある
 (○)ない

長期保険証→短期保険証

長期保険証を交付されている世帯のうち、当該保険証の有効期限の属する年度を基準年度とし、前年度以前において、保険税の全部又は一部を滞納している年度が3年度以上(連続しない場合も含む。)ある世帯。

資格証明書→短期保険証

資格証明書の交付対象となっている世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯。

- (1)当該世帯に属する18歳以下の者が国民健康保険に加入することとなったとき。
- (2)当該世帯に属する被保険者が公費負担医療を受けることとなったとき。
- (3)当該世帯主が納付誓約書を提出した後、3回以上納付を履行し、かつ今後も納付計画に従って納付されると見込まれるとき。
- (4)特別の事情等が認められるとき。

(7)保険料(税)滞納者への差押え等

①差押えの基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

- ・督促状、催告書などに対して無反応である場合
- ・納付誓約が不履行となった場合

以上の事項がひとつでもあれば差押予告書を送付したうえで差押を執行する。

②以下の件数をご記入ください。

質問項目		2020年度	2021年度	
予告通知書の発行		118	95	
差押え	差押え世帯数	44	44	
	差押え件数合計	44	50	
	件数内訳	不動産	0	0
		預貯金	31	28
		生命保険(内学資保険)	0	2(0)
その他		13	20	
競売による現金化		0	0	
徴収の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
換価の猶予	申請件数	0	0	
	許可件数	0	0	
	職権件数	0	0	
滞納処分の停止	適用件数	34	85	
	件数	無資力	5	21
		生活保護	22	6

	内	生活困窮	0	0
	訳	所在不明	7	58
		その他	0	0

(8) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度を実施していますか。

() 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2020年度	2021年度
一部負担金の相談件数	0件	0件
一部負担金の申請件数	0件	0件
一部負担金減免の延べ件数	0件	0件
一部負担金減免の金額実績	0円	0円

(9) 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

① 70～74歳 () 簡素化済み (年 月受診分から実施) () 検討中 () 予定ない

② 70歳未満 () 簡素化済み (年 月受診分から実施) () 検討中 () 予定ない

(10) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している

② 運営協議会委員の被保険者枠は (4) 人 そのうち、公募枠は (0) 人

**3. 税の滞納について 担当課(税務課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-84-5673)
メールアドレス(zeimu@town.aichi-higashiura.lg.jp)**

(1) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について、件数をご記入ください。

質問項目	2020年度	2021年度
徴収の猶予	申請件数	0
	許可件数	2
換価の猶予	申請件数	0
	許可件数	2
滞納処分の停止	申請件数	0
	許可件数	0
	職権件数	0
	適用件数	60
	件 無資力	14
	数 生活保護	41
	内 生活困窮	26
訳 所在不明	15	
	0	
	20	
	155	

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護 担当課(ふくし課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-3912)

メールアドレス(fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)が2021年9月以降に改正された場合は、新しいパンフレットを添付してください。

①生活保護の相談件数、申請件数とその保護開始件数

質問項目	2020年度	2021年度
相談件数	142件	120件
申請件数	25件	24件
そのうち保護開始件数	24件	22件

②受給世帯数と人数

質問項目	2021年4月分	2022年4月分
受給世帯数	113世帯	115世帯
うち、外国人世帯数	3世帯	4世帯
受給人数	126人	128人
うち、外国人人数	3人	4人

③扶養照会

質問項目	2020年度	2021年度
新規申請のうち、扶養照会した世帯数	17世帯	13世帯
そのうち、金銭的援助が受けられるようになった世帯数	0世帯	1世帯

④世帯類型別被保護実世帯数(2022年4月分)

	合計	高齢世帯	母子世帯	傷病世帯	障害世帯	その他
世帯数	115	59	2	2	21	10
構成比	100%	51.3%	0%	20%	18.26%	8.69%

⑤車の保有(2021年度)

2021年度 保有世帯数	1世帯
--------------	-----

【保有理由の内訳】

障害者の通勤・通院等	世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の居住者の通勤	世帯
公共交通機関の利用が困難な地域の勤務先に通勤	世帯
深夜勤務等の業務従事者の通勤	世帯
その他 (処分保留【6か月以内に就労自立の見込がある者】)	1世帯

⑥エアコン設置状況

	2020年度	2021年度
生活保護世帯の内、設置件数・設置率	104件(100%)	113件(100%)

※以下は市のみお答えください

⑦生活保護担当職員

1)ケースワーカーの人数(内女性人数)

	正規職員数(内女性)	生保担当の	非正規職員数(内女性)
--	------------	-------	-------------

2021年4月現在	人()人	平均在任年数 年 月	人()人
2022年4月現在	人()人	年 月	人()人

2) 社会福祉主事の資格がない職員数(2022年4月現在)

社会福祉主事の 資格がない職員数	正規職員 人	非正規職員 人
---------------------	-----------	------------

3) 1ケースワーカー当たりの担当受給者

	1ケースワーカー当たりの担当受給者数	
	世帯数	人数
2021年4月現在	世帯	人
2022年4月現在	世帯	人

4) 専門職としての採用(2022年4月現在)

専門職としての採用がありますか。()あり ()なし

(2) 生活困窮者支援 担当課(ふくし課)電話(05262-83-3111)FAX(0562-83-3912)
メールアドレス(fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp)

※市民向けのパンフレットがあれば添付してください。コロナ禍での対応で作ったパンフレットもあればあわせて添付ください。

回答 本町は福祉事務所を設置していないため、実施していません。

①実施方法

	実施	運営方法	事業所数	委託先
自立相談支援				
住居確保一時金窓口				
一時生活支援				
就労準備支援				
就労訓練				
家計改善支援				
子どもの学習・生活支援				
町村の相談支援 その他()		-		-

※実施には、「実施」「未実施」「実施予定」の別を記入ください

※運営方法は「直営」「委託」「直営＋委託」「借上」の別を記入ください

※委託先は「社協」「社会福祉法人」「NPO法人」「一般社団(財団)法人」「株式会社」「生協」など種別を記入ください。複数ある場合は複数記入ください。

②実施状況

	2020年	2021年
新規相談受付件数		
プラン作成件数		
就労支援件数		
住居確保給付金新規決定		

住居確保一時金再給付		
一時生活支援		
就労準備支援		
就労訓練		
家計改善支援		
子どもの学習・生活支援		
町村の相談支援		-
その他()		

5. 福祉医療など 担当課(保険医療課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)
メールアドレス(hokeniry@town.aichi-higashiura.lg.jp)

- (1)福祉医療(子ども・障害者・ひとり親・高齢者の医療費助成制度)について、2021年4月1日以降、制度(助成内容・対象範囲・対象要件・自己負担・支払方法など)を改定(予定を含む)していますか。

※該当項目に○印を付してください。

福祉医療の種類	改定なし	改定あり	改定予定あり
子ども医療費助成制度	○		
障害者医療費助成制度	○		
精神障害者医療費助成制度	○		
ひとり親医療費助成制度	○		
後期高齢者福祉医療費給付制度	○		
妊産婦医療費助成制度	○		

- (2)前記(1)の質問で「改定あり」、「改定予定あり」の場合、実施年月日・改定内容をご記入ください。

(実施年月日)
(改定内容)

6. 子育て支援策 担当課(児童課・学校教育課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-3912・0562-83-8180)

メールアドレス(jido@town.aichi-higashiura.lg.jp・gakko@town.aichi-higashiura.lg.jp)

- (1)「子どもの貧困対策推進法」を受けた、貧困対策計画

①貧困対策計画の有無について (○)ある(令和2年3月策定) ()ない

※子ども子育て支援総合計画などに含むものも「ある」としてください。

②自立支援給付金事業について (○)実施(平成28年度～令和3年度まで実施) ()未実施

2021年度実績 (0)件 給付額(0)円

2022年度予算 (0)件 給付額(0)円

③日常生活支援事業について ()実施(年 月実施) (○)未実施

2021年度実績 ()件 給付額()円

2022年度予算 ()件 給付額()円

④教育・学習支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施

2021年度実績 ()カ所()人 実施時期()

2022年度予算 ()カ所()人 実施時期()

⑤「無料塾」、「こども食堂」への支援について

1)「無料塾」への支援 ()実施(年 月実施) (○)未実施

2021年度実績 ()カ所()人、2022年度予算 ()カ所()

人

支援方法()

2)「こども食堂」への支援 (○)実施(年 月実施) ()未実施

2021年度実績 ()カ所()人、2022年度予算 ()カ所()

人

支援方法(町広報誌などを利用した広報支援や町備蓄食料の配布)

(2)就学援助

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください。

①就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2021年度	2022年度
受給者数	476人	485人
受給割合	11.3%	11.5%
支給額	36,239,871円	36,854,508円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2022年度の支給額は見込額をご記入ください。

②就学援助の認定対象基準をご記入ください。→ 2021年4月以降の変更は ()ある
(○)ない

生活保護基準額の(1.3)倍・金額()円

『東浦町就学援助費事務取扱要綱』より

第2条 就学援助の支給対象者は、児童若しくは生徒又は小学校就学予定者の保護者であつて、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者であつて、次の各号いずれかに該当するもの(第1号から第7号までについては、就学援助を受けようとする年度又はその前年度において当該各号に該当するものに限る。)(以下「準要保護者」という。)とする。

(1)生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

(2)東浦町税条例(昭和29年東浦町条例第48号)第26条に基づく町民税の非課税、同条例第49条に基づく町民税の減免又は同条例第65条に基づく固定資産税の減免を受けた者

(3)愛知県県税条例(昭和25年愛知県条例第24号)第42条の40に基づく個人の事業税の減免を受けた者

- (4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金を免除された者
- (5) 東浦町国民健康保険税条例(昭和36年東浦町条例第6号)第23条に基づく国民健康保険税の減免を受けた者
- (6) 愛知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付けを受けた者
- (7) 児童扶養手当法(昭和36年法律第236号)第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
- (8) 次のいずれかに該当し、かつ、世帯全員の就学援助を受けようとする年の所得の見込額の合算額又はその前年の所得の見込額の合算額が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する生活扶助(生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準生活費の額、障害者加算の額及び母子加算の額に限る。)、教育扶助及び住宅扶助の合算額に1.3を乗じて得た額未満の者
- ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
- イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- ウ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者
- エ 学校納付金の納付状態が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している児童若しくは生徒の保護者で生活状態が悪いと認められる者
- オ 経済的な理由による欠席日数が多い児童又は生徒の保護者

③就学援助の対象となる所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母就労30歳代、子ども小学生の場合) …

(住居が賃貸の場合、約273万、住居が持家の場合、約206万)円

・4人家族(父母とも就労30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) …

(住居が賃貸の場合、約307万、住居が持家の場合、約234万)円

④申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

⑤就学援助の項目 → 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない

()学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費

()修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費

()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの)

()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品 ()オンライン学習通信費

()その他()

⑥日本スポーツ振興センター掛け金

()就学援助の対象としている

()すべての児童の掛け金を公費助成している

()就学援助の対象とせず、すべての児童の掛け金の公費助成も行っていない

(3)給食費の補助・減免(就学援助家庭への減免は除く)

①学校給食費に市町村独自の補助・減免を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)

→ 2021年4月以降の変更は ()ある ()ない

()徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 ()行

っていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

②保育施設等の給食費に国基準を上回る市町村独自の補助・減免を行っていますか。

→ 2021年4月以降の変更は ()ある (○)ない

(○)徴収していない ()補助・減免を行っている ()検討中 ()行っ

ていない

※徴収していない、または補助・減免を行っている場合は、具体的な内容をご記入ください。

本町では、平成20年度から給食費を無償としています。

(4)保育

①保育施設の数 (2022年4月1日現在)

保育施設の種類		施設数
認可保育所	公立	8
	私立	0
※保育所型認定こども園・ へき地保育所を含む 認定こども園	幼保連携型	1
	幼稚園型	0
	保育所型(認可保育所と重複)	0
	地方裁量型	0
	地域型保育事業	0
地域型保育事業	家庭的保育事業	0
	小規模保育事業A型	0
	小規模保育事業B型	0
	小規模保育事業C型	0
	事業所内保育所事業	1
	居宅訪問型保育事業	0
認可外保育施設	全体数	5
	指導監督基準を満たさない施設	2
	企業主導型保育事業	3

②0歳児の入所児童数

※①でご回答のすべての施設の合計人数をご記入ください。

2019年4月1日の0歳児入所児童数(8)人 うち認可外施設への入所児童数(1)人

2022年4月1日の0歳児入所児童数(13)人 うち認可外施設への入所児童数(6)人

③公立保育施設等の統廃合・民営化・民間委託等の計画がありますか。

※2021年8月以降の新たな計画についてご記入ください。

()ある (○)ない ()検討中

1)ある場合、その計画等の名称と公表時期（複数ある場合はすべて記載をお願いします。）
公表（ ）（ ）年（ ）月
公表（ ）（ ）年（ ）月

2)ある場合、その計画等は自治体のホームページに掲載していますか。
（ ）している（ ）していない → していない場合、内容のわかるものを添付してください。

3)検討中の場合、具体的な内容をご記入ください。

④認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)の实地調査・監査等を行っていますか。
（ ）独自で実施している（○）県の实地調査に同行している（ ）行っていない
（ ）管内に該当する施設がない

※行っている場合、指導監督基準を満たしていない施設の主な理由をご記入ください。

⑤企業主導型保育事業について市町村独自で立入りや面談を実施するなど実態を把握していますか。

（ ）している（○）していない（ ）管内に該当する施設がない

※している場合、具体的な方法をご記入ください。

7. 障害者施策 担当課(障がい支援課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)
メールアドレス(shogaishien@town.aichi-higashiura.lg.jp)

(1)入所施設(2022年7月時点)

- ・入所施設設置数 (3)カ所
- ・設置する施設の入所待機者数 ()人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。
- ・待機者数の対前年同月比()%
- ・(○)入所待機者数は把握していない

(2)グループホーム(2022年7月時点)

- ①グループホーム設置数(14)カ所 対前年比(93)%
- ②共同生活援助支給決定数 48 人 対前年比(104.3)%

③障害者グループホームの体制について

- 1)夜勤体制をとっているところ GH (14)カ所
- 2)宿直体制をとっているところ GH (6)カ所
- 3)夜間通報体制をとっているところ (8)カ所
- 4)夜勤体制を複数でおこなっているところ (8)カ所

④県の補助だけではなく、自治体独自でグループホームに対する補助がありますか。
 () がある → ある場合どんな補助ですか
 ()
 (○)ない

(3)障害福祉サービスの支給決定基準

①支給基準を定めていますか。()定めている (○)定めていない

②「定めている」と答えた自治体は、以下にご回答ください。

1)支給基準作成に際し、障害当事者もしくは障害関係団体に意見を求めましたか。
 ()意見を求め基準に反映させた ()意見を求めたが基準に反映していない
 ()意見は求めなかった

2)サービス等利用計画が支給基準を超える支給量となっている場合の対応は
 ()計画のまま認定審査会に意見を求める ()支給基準内に計画を修正させる
 () その他 (その 内 容)

3)支給基準を超える支給決定件数(2022年7月時点) ()件

(4)訪問系各サービスの支給状況(2022年7月時点)

サービス	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	25	100	71.5	6.5
重度訪問介護	1	-	372	372
地域生活支援事業				
移動支援	87	100	30	13.8

※最多支給時間は2022年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(5)短期入所 (2022年7月時点)

・短期入所支給者数(10)人、昨年同月比(100)%、最多支給日数(10)日、
 平均支給日数(4.3)日
 年間180日以上利用可(短期入所)とする支給者数(0)人

(6)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

→ 2021年4月以降の変更は()ある (○)ない

(○)介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない時

()何らかの条件を設けている。

()要支援の該当者は、上乗せができない。

()障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

()介護保険の要介護度が要介護5の者

()介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

※上記の条件の根拠を詳しくご記入ください。

(7) 高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数

2021年度支給者総数	2022年度支給予定者総数	前年度比(小数点1位まで)
4人	4人	100%

(8) 防災などに関わることについて

- ① 地域での防災計画を立てる会議に、障害当事者あるいは関係団体の参加がありますか。
()ある ()ない
- ② 防災訓練に、地域の住民と障害当事者が参加し、共同で訓練をする機会がありますか。
()ある ()ない

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康課)電話(0562-83-9677)FAX(0562-83-9678)

メールアドレス(kenko@town.aichi-higashiura.lg.jp)

(1) 次のワクチンの助成を実施している場合、それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 予定年月
おたふくかぜ		円	円	
带状疱疹		円	円	
子どものインフルエンザ		円	円	
麻しん(接種漏れの人)		円	円	

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

① 高齢者用肺炎球菌ワクチン助成について、定期・任意それぞれの助成内容をご記入ください。

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 予定年月
高齢者用肺炎球菌(定期)	65.70.75.80.85.90.95.100歳	6,846円	2,000円	平成26年10月
高齢者用肺炎球菌(任意)	75歳以上で定期接種対象者以外の者	6,846円	2,000円	平成24年1月

② 2回目の任意予防接種を実施していますか。

- ()実施している → ()1回目を助成していない人が対象 ()1回目を助成した人も対象
()実施していない ()検討中

9. 健診事業 担当課(健康課)電話(0562-83-9677)FAX(0562-83-9678)

メールアドレス(kenko@town.aichi-higashiura.lg.jp)

(1)産婦健診を何回実施していますか。回数と開始年月をご記入ください。

1回 2007年4月

10. 地域の保健・医療 担当課(健康課)電話(0562-83-9677)FAX(0562-83-9678)

メールアドレス(kenko@town.aichi-higashiura.lg.jp)

(1)2019年(コロナ以前)と比べ、保健所・保健センターの保健師等スタッフ数に変化がありますか。

()ある ()ない

※ある場合、その職種と増減の人数をご記入ください。

職種(保健師) (3)人 増・減

(2)地域の公立公的病院の病床数の変更予定 ()ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

公立公的病院はありません。

(3)自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策がありますか ()ある ()ない

※ある場合、具体的にご記入ください。

【2】国または愛知県に対して既に意見書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2021年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書の種類	提出年月日
国	● 75歳以上の2割負担をはじめ患者負担増の計画中止を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険の国庫負担引き上げ等を求める意見書	年 月 日
	③若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書	年 月 日
	④介護保険制度の改善を求める意見書	2021年9月28日
	⑤子どもの医療費無料制度創設を求める意見書	年 月 日
	⑥障害児・者の「暮らしの場」の整備を求める意見書	年 月 日
	⑦コロナ感染症に係る医療・介護・福祉・保育等への支援を求める意見書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書	年 月 日
	②国民健康保険への支援を求める意見書	年 月 日

| ③コロナ感染症に係る医療・介護・福祉等への支援を求める意見書 | 年 月 日 |

※2021年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。